

# 静岡県立大学附属図書館相互利用細則

(平成6年1月20日図書館委員会決定)

(趣旨)

第1条 この細則は、静岡県立大学附属図書館利用規程第13条に基づき、他大学図書館等と、相互利用するに際しての必要な事項を定めるものとする。

(他大学図書館等の利用)

第2条 本学の教職員及び学生で、他大学図書館等を利用しようとする者は、図書館長に申請し、図書館長が交付した文書を、当該図書館に持参しなければならない。

2 前項の利用については、当該図書館の定めるところにより許可された範囲内とする。

(文献複写)

第3条 本学の教職員及び学生で、他大学図書館等の所蔵する文献の複写を希望する者は、所定の手続きにより、当該図書館へ依頼することができる。

2 前項に要する経費は、すべて申込者が負担するものとする。

(他大学図書館等からの利用)

第4条 図書館長は、他大学の教職員及び学生が、所属する大学の図書館長が交付した文書を持参し、館内閲覧、文献複写、参考調査及び館外貸出等の申し出をしたときは、学内に支障のない限り、これを許可することができる。

2 前項に要する経費は、すべて申込者が負担するものとする。

附 則

この細則は、平成6年2月1日から施行する。